

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

* 本章各項の「実施区分」欄内の標示は、具体的には、
継続 : 前計画からの継続、または
前計画策定後に開始した
新規 : この計画で新たに開始する
取り組みであることをそれぞれ表しています。

1 地域での自立生活への支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

【現状】

保健福祉相談室や社会福祉課で社会福祉士や保健師等の専門職員が、障がいのある人やその家族からのさまざまな相談に応じています。第4期障害福祉計画では、計画期間中に「基幹相談支援センター」を設置し、地域における相談のネットワーク体制などのいっそうの充実を図ることとしています。

情報提供については、広報紙やしろい保健福祉ガイドブック、メール配信サービス、ファクシミリサービス、声の広報などを実施しています。

課題

- 障がいのある人のためのケアマネジメント（サービス利用計画の作成）について、本市の福祉サービス利用者の中には障がいのある人自身や家族等が作成するセルフプランにならざるを得ない方が多いため、相談支援事業者による障がい者ケアマネジメントのできる人材の確保が急務となっています。
- アンケート調査の結果では、市にこれから特に力を入れてほしい施策として、いずれの調査対象でも「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が多く挙げられており、特に精神障がい者と難病患者では最も多い回答となっています（→17ページ）。今後、福祉サービスに関する情報提供や、難病、発達障がいや高次脳機能障がいを含め相談内容に応じた助言ができるようにすること、窓口に来られない人たちに関しても積極的にその要望を把握するための体制を整備し、相談機能をいっそう充実させていくことが必要です。
- ICT技術（情報通信技術）による新しいメディアの活用を含め、サービスの利用に資するきめ細やかな情報提供の検討に力を入れることも必要があります。

《主な取り組み》

①相談体制の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
保健福祉相談の充実 重	関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。	保健福祉相談室	継続
一般相談の充実 重	市内2か所の相談場所を中心に、障がいのある人と家族等からの一般相談に対応していく体制を充実させます。	社会福祉課	継続
「基幹相談支援センター」の設置 重	基幹相談支援センターについての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中に設置し、困難事例や虐待防止の対応の充実などを図ります。	社会福祉課	新規
訪問相談体制の充実 重	保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	健康課 社会福祉課	継続
サービス利用相談・支援体制の充実 重	利用者が自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制のいっそうの充実を図ります。	社会福祉課 健康課 地域包括支援センター	継続
「こころの相談」の実施 重	精神科医師や精神保健福祉士によるこころの相談を実施します。	保健福祉相談室	継続
発達障がい相談体制の整備等 重	発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターCAS（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	社会福祉課	継続

②障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
障がい者ケアマネジメント体制の確立 重	指定相談支援事業者に関する情報の提供に努め、在宅の障がい当事者等が相談・利用しやすいケアマネジメント体制の確立に努めます。	社会福祉課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
ケアマネジメント担当者の育成 重	障がいのある人のケアマネジメントを行う相談支援専門員の育成を図るため、専門員を雇用する相談支援事業所への支援等に努めます。	社会福祉課	継続

③情報提供の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
パソコン講座の実施	身体障害者福祉センターで3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	身体障害者福祉センター （社会福祉課）	継続
情報バリアフリーの促進	I C Tの急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバイド）の縮小を図ります。	社会福祉課	継続
ホームページのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上	視覚（色覚）障がい者が市ホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツール（文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更）の導入を継続します。	秘書広報課	継続
視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	行政文書について、印刷物だけでなく、CDなど音声による媒体の作成に努め、視覚障がいのある人への情報提供を充実させます。	秘書広報課 市社会福祉協議会	継続
図書館でのサービスについての情報の提供	視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、書籍の宅配、朗読テープ作成、代読など実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	図書館	継続
高次脳機能障がい者への支援 重	県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	社会福祉課	継続
サービス情報の周知 重	福祉サービスの情報をよりの確に利用希望者に伝えるため、広報紙、しろい保健福祉ガイドブックや個別通知等の従来の情報提供手段に加えて、携帯電話向けホームページや登録者へのメール配信サービスによる情報提供を推進します。	社会福祉課 保健福祉相談室 企画政策課 秘書広報課	継続

(2) 権利擁護体制の充実

【現状】

県では、平成18年10月、全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、積極的に誰もが暮らしやすい社会づくりの取り組みを進めています。

現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、本市でも、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度が行われており、第4期障害福祉計画期間から地域生活支援事業の必須事業に、成年後見制度法人後見支援事業が追加されています。成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がないなどの場合に市長が代わりに行う市長申立てや、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（成年後見制度利用支援事業）を実施しています。

また、障害者虐待防止法が施行されており、各市町村には市町村障害者虐待防止センターの設置が求められています。本市では市社会福祉課をセンターに位置づけており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。

課題

- 平成25年12月には、国連の障害者権利条約の批准が国会で承認され、権利擁護体制の充実がますます大きな課題となっています。また、それに向けた平成23年の障害者基本法の改正では、第4条で社会的障壁の除去について「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、…その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」としており、いわゆる「合理的配慮」が求められています。
- アンケート調査の中で、障がいがあることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験の有無についてたずねたところ、本市においても「差別用語が使われた」などの回答がみられ（→15ページ）、障害者差別解消法の施行を踏まえ、国・県等から情報を収集し、誤解や偏見・差別解消に向けた広報啓発等の取り組みを積極的に進めていく必要があります。
- 県等が開催する研修への参加などにより、本市社会福祉課等の職員の資質の向上を図っていく必要があります。

《主な取り組み》

①権利擁護施策の推進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
人権擁護のための活動の強化 重	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。また、障がいのある人の人権を守るための各種施策を行います。	企画政策課 社会福祉課	継続
「成年後見制度」の普及 重	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター	継続
「日常生活自立支援事業」の推進 重	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を推進します。	社会福祉協議会	継続
苦情対応の実施	福祉サービス利用者への支援の中で利用に関する苦情に適切に対応できるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言や指導を行います。	保健福祉相談室 社会福祉課	継続

②当事者参画の促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
まちづくりへの参画の促進	障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	関係各課 社会福祉課	継続

③選挙における配慮の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
投票しやすい環境の整備	各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続

④障がい者虐待防止対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター 保健福祉相談室	継続

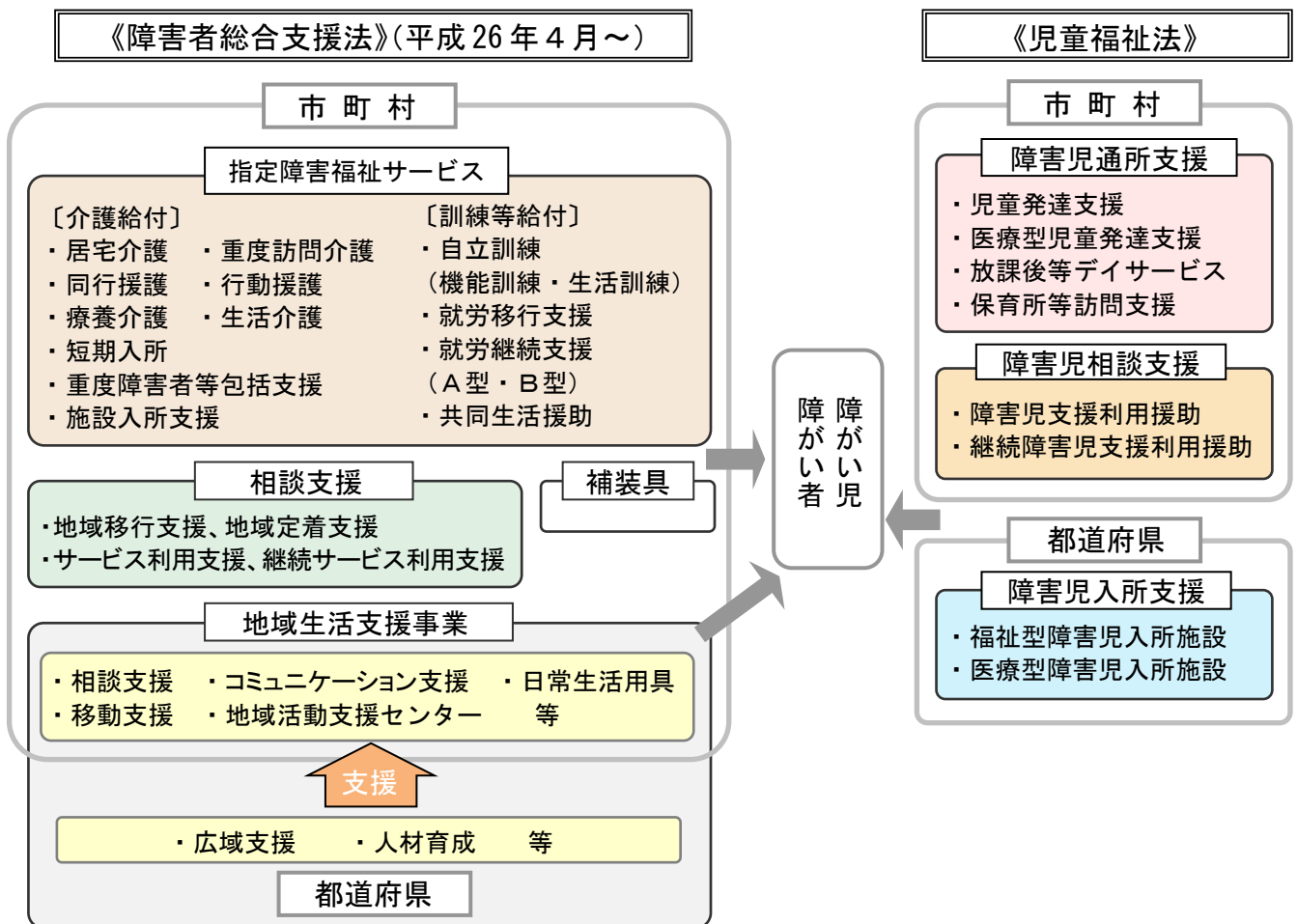
(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

【現状】

障がいのある人への福祉サービスは、障害者自立支援法の制定以降、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つから成る指定障害福祉サービスと相談支援、および地域生活支援事業で構成されていますが、従来のケアホーム（共同生活介護）は、障害者総合支援法の改正施行により、平成26年4月からグループホーム（共同生活援助）に統合・一元化されています。また、従来のコミュニケーション支援事業は、第4期障害福祉計画期間から意思疎通支援事業に名称が変更されています。

地域生活支援事業については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっており、第4期計画期間から必須事業の数が大幅に増やされています。

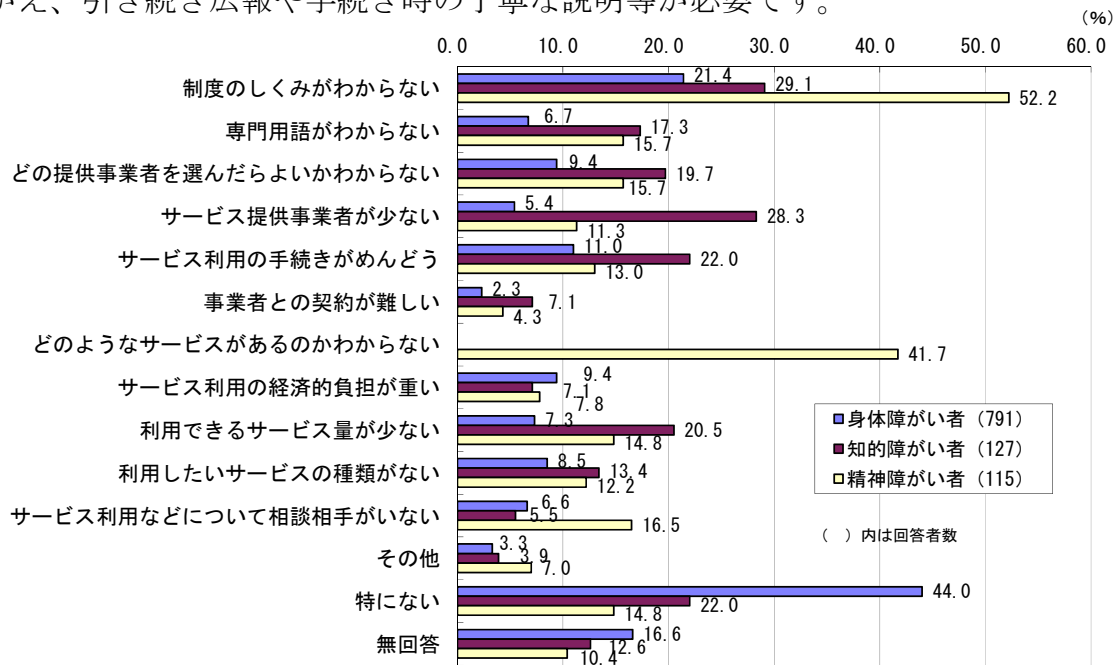
障がいのある人のための福祉サービスの体系



課題

- 地域生活支援事業について、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして引き続き適切なサービスメニューを提供し、障がいのある人の地域での生活を支えていく必要があります。
- アンケート調査の結果では、「福祉サービスについて困っていること、心配なこと」と

して、身体障がい者では「特にない」と「制度のしくみがわからない」が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」と「サービス提供事業者が少ない」が、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」と「どのようなサービスがあるのかわからない」が多くなっています（*複数回答）。利用者にとって特に制度が難解であることがうかがえ、引き続き広報や手続き時の丁寧な説明等が必要です。



《主な取り組み》

①指定障害福祉サービス等の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。	社会福祉課	継続
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。	社会福祉課	継続
身体障害者福祉センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など身体障害者福祉センター事業の充実に努めます。	社会福祉課	継続
地域生活支援拠点の整備	第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された地域生活支援拠点等を整備し、地域における相談、体験の機会や場の整備、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの機能の提供を図ります。	社会福祉課	新規

重

②地域生活支援事業の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	社会福祉課	継続
小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課	継続

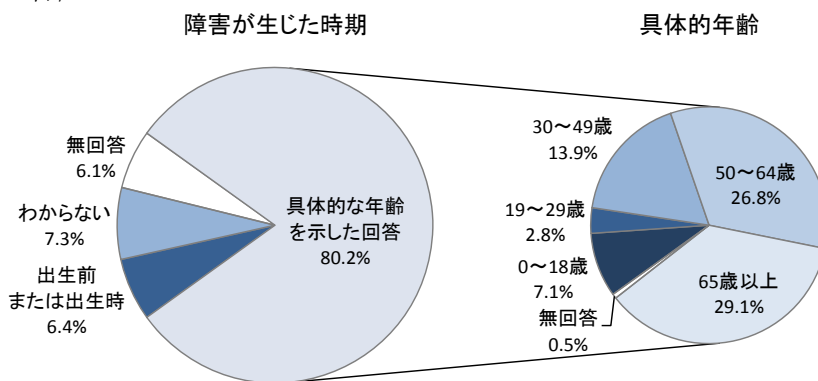
*なお、福祉サービスの充実等については、障害福祉計画の主要な内容となっており、本計画ではその詳細・具体的な内容については掲載していないため、個々のサービスの内容、提供量の見込みやその確保のための方策等については、第4期（第5～7期）障害福祉計画をご参照ください。

(4) 保健・医療サービスの充実

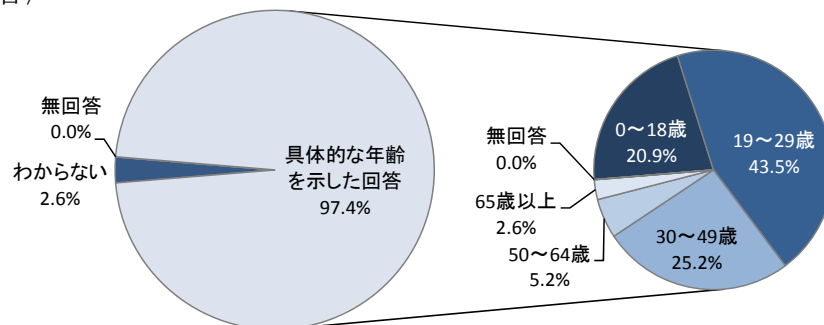
【現状】

アンケート調査の「障がいが発生した年齢、初めて受診した時期」の質問の結果では、身体障がい者では「65歳以上」という回答が29.1%（具体的な年齢を回答した人の中では36.3%）と最も多く、「50～64歳」が26.8%（同33.4%）と次いで多く、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では「19～29歳」、「30～49歳」という回答が多くなっています。特に身体障がい者では、病気等による中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。

〈身体障がい者〉



〈精神障がい者〉



一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ「健康日本21（第2次）」、国（厚生労働省）の各種通知等によって予防重視型システムの方向性が打ち出され、一次予防に力を入れていくことが示されていますが、障がい者施策の分野でも身体障がい等の発生予防、早期発見・早期対応がより重要になります。

課題

- 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重度化の予防に努める必要があります。また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の早期発見・早期対応（早期療育）等や、精神疾患の早期発見・早期治療も重要です。
- 障がいや病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であるのと同時に、知的障がい者などでは、日常の医療や歯科医療を受ける際にも障がいのために症状を的確に伝えることができないことも、大きな課題の一つとなっています。

《主な取り組み》

①早期発見・療育の体制の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	健康課	継続
療育システムの充実	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
療育相談・指導の実施	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続

②保健サービスの充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 保険年金課 社会福祉課	継続
歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課	継続

③医療につなげる支援の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
生活習慣病予防の推進	健（検）診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。	健康課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
健康相談の実施	障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。	健康課 保健福祉相談室	継続
医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

【現状】

障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るために、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育および教育が重要な役割を果たすことから、本市では平成13年度からこども発達センターを設置し、療育体制の充実を図っています。

教育分野では、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成して、「個」に応じた指導内容の充実に努めています。平成27年度現在、個別支援学級を、市立の小学校（全9校）に20学級、中学校（全5校）に11学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための通級指導教室が白井第三小学校と南山小学校にあります。

また、平成23年7月の障害者基本法改正によって、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育システムの方向性が、特別支援教育と並ぶ学校教育におけるもう1本の柱として示されています。

課題

- 引き続き、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育（特別支援教育）を展開することにより、障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが必要です。
- また、児童・生徒の指導に当たる教職員が障がいや障がいのある児童・生徒に関する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修を充実させることが重要になります。
- ノーマライゼーションの理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。
- 義務教育就学前の障がいのある子どもの育成に関しては、保育園等への障がい児の受け入れの促進や障がい児の通園訓練への支援に努めることが必要となります。

《主な取り組み》

①早期療育・保育の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
療育システムの充実 〔再掲〕	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
療育相談・指導の実施 〔再掲〕	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続
保育園における受け入れの推進	公立保育園における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。	保育課	継続

②学校教育（特別支援教育）の推進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	学校教育課	継続
通級指導の充実	言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	学校教育課	継続
個別支援学級の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	学校教育課	継続
教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	学校教育課	継続

③インクルーシブ教育システムの推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	学校教育課	継続
障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	継続

④放課後対策の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
学童保育への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	保育課	継続
放課後対策事業の実施	特別支援学校通学児など障がいのある中高生に放課後の活動場所を提供するため、障害者支援センターでの受け入れ（基準該当児童デイサービス事業）を実施します。	社会福祉課	継続

(2) 就労の支援・促進

【現状】

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つとも言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の基本指針などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。

本市では、就労支援員を配置して相談対応、関係機関訪問、定着支援等を実施し、障がいのある人の就労を支援していますが、市内における雇用の場は限られているのが現状です。

また、民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、まず市役所および関連機関が率先して障がい者雇用を励行することが重要ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が改正され、平成25年4月1日から法定雇用率が、下記の表のように変わっています。

障害者法定雇用率

区 分	法定雇用率 (平成25年4月1日～)
民間企業	2.0%
国および地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

平成25年4月から障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、施設等が供給する物品等について需要の増進が図られています。本市では白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を、毎年度制定しています。

本市には障がいのある人の就労・自立に向けての訓練、また福祉的就労の場として平成27年度現在、就労継続支援B型事業所「みのり」・「ぽけっと」、自立訓練(生活訓練)施設「第2ぽけっと」があり、障がいのある人が就労したり就労訓練を受けたりしています。

課題

- 民間事業所や官公署における一般就労に向け、今後、事業主への働きかけや公共職業安定所（ハローワーク）や他市町村との連携を図っての障がい当事者への情報提供など、関係機関と連携してよりいっそうの支援に取り組んでいく必要があります。
- また、各種の職業訓練施設について障がいのある人への周知を行い、それら施設との連携を強化していくことも必要です。
- 障がいのある人の中には、民間事業所や官公署における一般就労が困難な人も少なくなく、そのため福祉的就労の場の整備・充実が重要な課題となっています。
- 市内の各就労支援事業所への支援を継続して活動内容・活動環境のいっそうの充実を図

っていくこととともに、新たな事業所開設を支援・促進する施策等が必要です。

《主な取り組み》

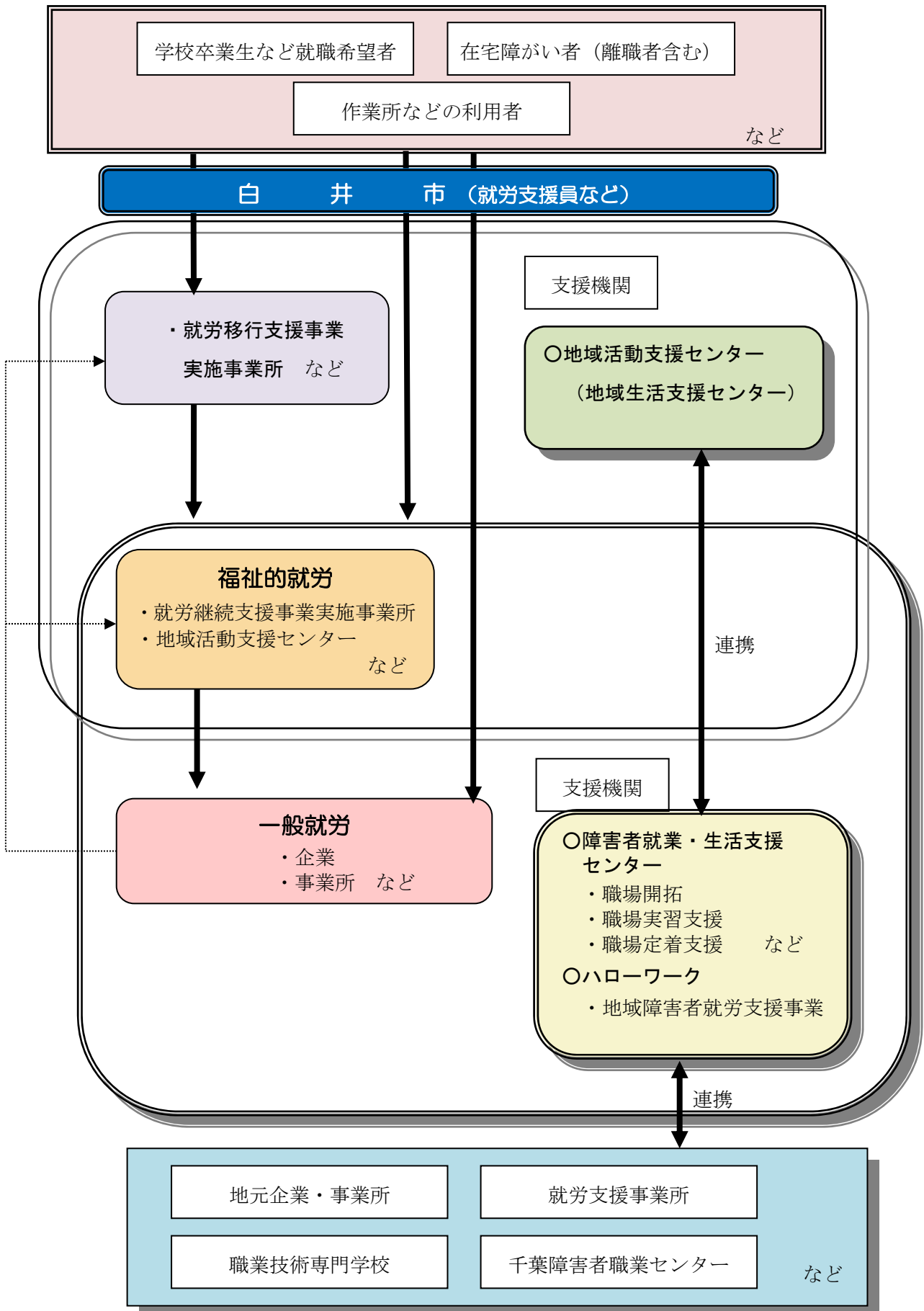
①一般就労の促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
障がい者雇用への理解の促進	障がい者雇用の義務、障がいのある人の職業の安定について中小企業等の事業主へ周知するとともに、各種支援・助成制度の活用や優遇措置についても周知を図ります。	商工振興課	継続
連携の推進・強化	国・県（公共職業安定所）との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、きめ細やかで親切かつ適切な対応を図ります。また、特別支援学校、職業訓練校、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導の体制を支援します。	商工振興課	継続
就労・生活支援機能の整備	地域生活支援センターなど地域の核となる施設に相談支援事業を委託し、障がいのある人の就労に関する相談に生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、相談機能の充実を図ります。	社会福祉課	継続
一般就労の支援	就労支援員を設置し、一般就労に向けた職場実習や体験の機会を提供します。特に市役所での職場実習がより多くの部署で実施できるよう、研修等により、各課職員の理解の促進に努めます。	社会福祉課	継続
公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	総務課	継続

②福祉的就労の促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
福祉施設の整備の推進	地域自立支援協議会と連携を図りながら、通所事業所の整備に努めるとともに、グループホーム、地域活動支援センター（地域生活支援センター）等の福祉施設の整備の支援を行います。	社会福祉課	継続
「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部署に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	社会福祉課	継続

◇白井市の就労支援体制（イメージ）



(3) 各種活動の支援・促進

【現状】

人の生活の質を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たしますが、現在、障がいのある人のスポーツ活動については、梨マラソン大会への特別支援学校の生徒の参加や県の障害者スポーツ大会への参加などがあり、また県内初の障害児者のためのスポーツクラブ「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」も開始されています。文化活動に関しては、文化会館やプラネタリウム館に車いす席などを設けているほか、図書館では障がいのある人へ資料の無料郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。

また、障がいのある人が社会や地域に完全に参加しているとはまだ言い難いのが現状であり、例えば、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者などは、その障がいによって外出や情報の収集、コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。

障がいのある人にとって、障がい関連団体の存在は、相談・情報提供の場、支えあい・助けあいの場、レクリエーションや社会参加の場として果たす役割が大きく、かけがえのないものとなっており、障がいのある人やその家族が運営している各種当事者団体活動への支援も重要です。平成27年度現在、市内には身体障害者友の会「にこにこ」、「白井市心身障害児者父母の会」、「聴覚障害者友の会」、視覚障がい者の「あゆみの会」、発達障がい児の親の会「いちごの会」、精神障害者家族会「しらゆりの会」などがあります。

課題

- 障がいのある人などの日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するために、障がいのある人などが迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりと、外出・移動手段の整備が、重要な課題であり続けます。
- 引き続き、すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援が必要です。
- ICT（情報通信技術）の急速な進展により、障がいのある人も自宅などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信を行うことが可能になっているため、それに対応して、ICT技術の向上やパソコンを利用するための支援等が必要となっています。
- 計画策定に向けた障がい者団体懇話会においては、各障がい関連団体の新規会員の獲得が困難で会員数が減少していること等が共通の課題として挙げられており、本市では今後とも、いっそうの活性化につながる支援を行っていく必要があります。

《主な取り組み》

①外出、コミュニケーション支援施策の推進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業・意思疎通支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続
多様な活動機会の提供	障がいのある人のニーズに合わせてコミュニケーション支援の事業、ボランティア活動などを活用してガイドヘルパー、手話通訳者等介助者・支援者を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続

②スポーツ・文化芸術活動等の促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
スポーツ・文化等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、指導者の育成、施設のバリアフリー化、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談、援助者の配置、外出の支援など障がいのある人の社会参加・利用促進を図ります。	生涯学習課 文化課 社会福祉課 保育課	継続
「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進	市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	社会福祉課	継続

③当事者団体等の育成・支援

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
障がい者団体の育成・支援	身体障害者福祉センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続
団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	社会福祉課	継続
家族への支援	障がいのある人の家族について、団体に属しているかいないかにかかわらず、相談等、支援に努めます。	社会福祉課	継続

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

【現状】

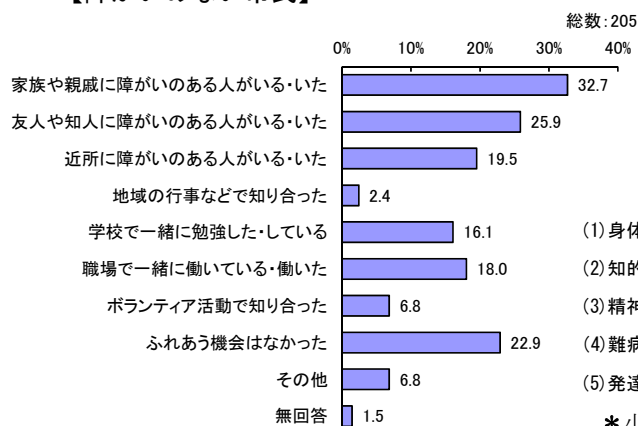
本市においては、市民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行うよう努めていますが、社会における障がいのある人への理解はまだ不十分で、意識上の障壁（バリア）が存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言えない状況です。

また、障がいのある人が地域自立生活を続ける上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠になっています。

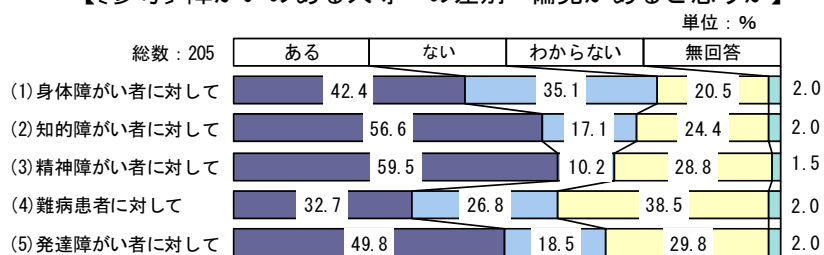
課題

- 「障がいのある人もない人もともに生き」る地域づくりの実現のため、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要です。
- 「広報しろい」や社会福祉協議会が発行している「社協しろい」、各公式ホームページなどをいっそう活用し、市民への広報・啓発を積極的、継続的に行っていく必要があります。
- 特に、精神障がい者や難病患者のほか、平成22年の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（通称：整備法）」の制定等により障害者の範囲に含まれることが明示された発達障がい者、高次脳機能障がい者等についても正しい理解を深めるよう留意する必要があります。
- アンケート調査では、「障がいのない市民調査」における、今までの日常生活の中での障がいのある人との交流の経験についての質問（*複数回答）の結果で、「ボランティア活動で知り合った」という回答が6.8%となっており、ボランティア活動が障がいのある人とない人とのふれあいのきっかけにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化などの取り組みをさらに進めていくこと、さらにはNPO活動への支援・促進も必要になっています。

【障がいのない市民】



【参考】障がいのある人等への差別・偏見があると思うか



* 小数第2位を四捨五入している関係で、合計が100%になっていない項目があります。

《主な取り組み》

①啓発活動の充実

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	社会福祉課 保健福祉相談室 子育て支援課 健康課 社会福祉協議会	継続
障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組めます。	社会福祉課	継続
職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。	総務課 社会福祉課 教育センター室	継続
障がい者理解の促進〔再掲〕	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	継続

②ボランティア、NPO活動の促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉課	継続
ボランティア情報の充実	広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内7地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉課	継続
---------------------------	-----------------------------------------------------------------	------------------	-----------

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

【現状】

本市では、バリアフリー新法（＊通称）や千葉県福祉のまちづくり条例等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の点検、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを図っています。

また、福祉タクシー事業、福祉車両「ゆうあい号」の貸し出し、地域生活支援事業の移動支援事業、社会福祉協議会が行う外出支援サービス、ガイドヘルパー派遣などにより障がいのある人の移動手段の確保を図っているところです。

課題

- 障がいのある人が安全に毎日を送り、社会のあらゆる分野に参加し活動するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらぬようなまちづくりを進めていくことが基本的条件となることから、障がいのある人をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要です。
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えず、今後も引き続き、千葉県福祉のまちづくり条例および施行規則等の普及に努めるとともに、市全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。
- ハード面の環境を整備していくこととともに、障がいのある人などの外出・移動手段の整備を推進するソフト面の支援施策も必要とされています。

《主な取り組み》

①外出環境の整備（福祉のまちづくり）

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
都市公園の整備	障がいのある人を含めたすべての人々が、安全、快適に利用できる公園づくりに努めます。	都市計画課	継続
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、バリアフリー新法と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	管財契約課 教育総務課	継続
民間建築物における福祉的配慮の推進	民間の建設関係事業者にPRを行うとともに、新設する建築物に関して千葉県福祉のまちづくり条例への適合を要請していきます。	建築指導課	継続
交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課 市民安全課	継続
循環バスの充実	障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、循環バスの充実を図ります。	企画政策課	継続
路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続
バリアフリーの商環境づくり	商業施設やそこまでの経路のバリアフリー化を進め、買い物がしやすい環境づくりを進めます。	商工振興課	継続

②住宅バリアフリーの促進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築指導課	継続
住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	社会福祉課	継続

(3) 防災・防犯等対策の推進

【現状】

障がいのある人は、災害や犯罪に対してさまざまな不安を抱えていますが、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では、普段からの避難行動要支援者（災害時要援護者）対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

また、平成 23 年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、消費者としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれました。本市では、消費生活センターを設置し、週 5 日、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。

課題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。
- アンケート調査の結果で、災害に備えて必要だと思う対策として、身体障がい者と精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」が、知的障がい者では「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が、難病患者では「医療器具や内服薬などの確保」がそれぞれ最も多く挙げられており、重要な課題となっていることがうかがえるため、市の地域防災計画を基本として災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが必要になっています。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	避難先での医療・治療体制の整備 36.4%	障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.3%	避難先での医療・治療体制の整備 33.9%	医療器具や内服薬などの確保 44.3%
第 2 位	地域ぐるみの協力体制の強化 26.4%	障がい者の避難への手助け 35.4%	病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.8%	避難先での治療体制の整備 33.8%
		避難先での医療・治療体制の整備 35.4%		
第 3 位	障がい者の避難への手助け 26.0%	—	災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.3%	地域ぐるみの協力体制の強化 29.5%
			地域ぐるみの協力体制の強化 24.3%	
			避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.3%	

○特に、地域における自主防災組織による対応は災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められます。

《主な取り組み》

①防災・防犯等対策の推進

施策・事業	内容	所管課等	実施区分
防災知識の普及	障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。	市民安全課 社会福祉課	継続
緊急通報体制の整備	消防緊急通信指令システムの活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	社会福祉課 市民安全課	継続
地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。	市民安全課 社会福祉課	継続
名簿・「個別支援計画」の作成	避難行動要支援者（災害時要援護者）対象者名簿の整備・項目の加除を行います。 また、要支援（要援護）者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。	市民安全課 関係各課	継続
供給協定の締結	災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。	市民安全課 関係各課	継続
避難所における配慮の充実等	障がいのある人が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。 また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。	市民安全課 関係各課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
犯罪被害防止の普及	障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、「なるほど行政講座」などの利用促進を図ります。	社会福祉課	継続

②消費生活相談の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
消費生活相談等の実施	<p>消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。</p> <p>また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、消費者講座を開催します。</p>	商工振興課	継続